

令和5年（行ウ）第171号 帰化不許可処分取消請求事件

原告

被告 国

原告準備書面（2）

2023年（令和5年）8月4日

東京地方裁判所民事第51部2B係 御中

原告訴訟代理人弁護士 鈴木雅子 外

第1 本案前の答弁に対する反論

- 1 出訴期間の起算日は、書面による通知（乙2）の受領日の翌日である2022年11月2日であること（主位的主張）

「帰化許可申請の結果について（通知）」（乙2）においては、出訴期間の起算日が「この通知により上記決定を知った日の翌日」であることが明記されており、出訴期間の起算点は口頭告知でなく、書面による通知を受けた日の翌日である。

原告が上記書面を受領したのは2022年11月1日であるから、出訴期間の起算日は2022年11月2日である。

- 2 原告が東京法務局の担当者から電話連絡を受けたのは、2022年10月31日であること（予備的主張）

予備的に口頭告知について検討しても、訴状において主張したとおり、原告が東京法務局の担当者から電話連絡を受けたのは、2022年10月31日で

ある。原告は、口頭で通知を受けた翌日に、原告代理人鈴木雅子の事務所に電話し、10月31日に東京法務局から連絡があった旨伝えている（甲16）。

これに対し、被告は、本件処分を口頭告知したのは同月25日であり、そのことは「本件担当者が、本件処分の通知書の決裁鑑に「10/25 t e l 済」と手書きで記載していることから明らかである」と主張する。しかしながら、乙2は、写しであり、かつ、当該手書き部分は黒塗りの横に走り書き的に書かれたものであり、作成者名すらも明らかでない。被告は、作成者は「本件担当者」とするが、そのことを示す証拠は何ら示されていない。また「t e l 済」とあるだけであって、誰が誰に電話したのか、電話した結果直接架電先が応答したのか、応答した場合「本件担当者」は何を伝えたのか、留守番電話にメッセージを入れたのか、入れた場合どのようなメッセージを入れたのか、または全くつながらなかったのか、なども全く不明であって、かかる記載をもって同月25日に原告に口頭で告知したとは到底言えない。

第2 求釈明

- 1 原告は、請求の趣旨において、「処分行政庁が令和4年10月25日付で原告に対してした帰化許可申請についての不許可処分の取消し」を求めているところ、被告は、答弁書2頁「第2」1(2)イにおいて、「法務大臣は、令和4年10月24日、再度の帰化申請について許可しない旨の決定（以下『本件処分』という。）をした」と主張し、その根拠として乙1号証を引用する。しかし、乙1号証は法務省民事局民事一課長から東京法務局長に対する通知に過ぎず、被告主張の帰化不許可処分を法務大臣が行ったことの直接証拠ではない。そこで、
 - ①法務大臣等が原告に対して令和4年10月24日に行ったとされる処分の名称、
 - ②当該処分日、
 - ③当該処分の名義人、

④名義人が法務大臣でない場合には権限委任を受けた受任者及び権限委任の根拠条文、

⑤当該処分の方式（書面、口頭等）

を明らかにするとともに、

⑥処分そのものにかかる書面（決定書）

の写しを提出されたい。

なお、万が一上記⑥の書面が作成していない場合には、

⑦作成をしなかった具体的理由

⑧具体的な処分方法

を明らかにされたい。

2 被告は、令和4年10月25日に「東京法務局の担当者・・・は・・・原告に対し、電話で本件処分がされた旨を伝えた」と主張し、その根拠として乙2号証を引用し、「本件担当者が、本件処分の通知書の決裁鑑に「10/25 tel 済」と手書きで記載していることから明らかである」とする。

そこで、被告は、「東京法務局の担当者」が実際に令和4年10月25日に原告に対して電話で本件処分を告知したと主張するのであれば、

⑨当該通話の開始時刻と終了時刻、

⑩当該電話の発信番号並びに発信者名とその所属及び地位、

⑪当該電話の受信番号と受信者名、

⑫当該電話の具体的会話内容の記録方式

を明らかにするとともに、

⑬当該記録媒体等

の写しを提出されたい。あわせて、

⑭乙2号証を原本で取調べに供されたい。

以上